



特許料等の減免制度が新しくなり、中小企業にとって使いやすくなったと聞きました。新しくなった減免制度について教えてください。

(静岡県 Y. T)



### 1. 特許料等の減免制度

特許料等の減免制度は、中小企業や研究機関等による特許権取得を促進するため、さまざまな法律に基づいて設けられた制度です。これらの制度を利用すれば、審査請求料、特許料(第1年分から第10年分)が2分の1以下に軽減されます。

しかしながら、従来はこれらの制度の適用を受けようという中小企業から見ても、対象が研究開発型企業のような一部の中小企業等に限定されているうえ、軽減申請書や証明書の提出など手続き上の煩雑さもあって、使いやすい制度とはいえませんでした。

平成31年4月1日より施行された改正特許法に規定される新減免制度(特許法109条の2)では、これまで各種法律に定められていた減免制度が整理されるとともに適用対象の拡大と手続きの大幅な簡素化も行われ、非常に有用な制度に変わりました。

### 2. 新減免制度の改良点

#### (1) 適用対象の拡大

新減免制度では、適用対象となる中小企業の限定がなくなり、全ての中小企業(個人事業主を含む)が特許料等

の軽減措置を受けられます。

中小企業に該当するかどうかは、資本金および従業員数により判断されます(特許法109条の2第2項1~5号)。これらは業種によって異なり、例えば、製造業の場合は資本金3億円以下または従業員数300人以下の企業が該当します。

さらに、法人格を有する組合やNPO法人も適用対象となりました(同6~9号)。その他、従来制度において対象であった研究機関等(同3項各号)についても引き続き対象となります。

なお、上記に該当しても、大企業に支配されている場合には適用対象とならないことに注意が必要です。

#### (2) 手続きの簡素化

新減免制度では、従来必要であった軽減申請書や証明書等の提出が不要になり、出願審査請求書等に減免を受ける旨を記載するだけで適用を受けられるようになりました。旧減免制度下で一部の対象者が行っていた経済産業局等への申請手続きも不要です。

また、共同出願の場合には、旧減免制度では必要であった持ち分を証明する書面の提出も不要になりました。

### 3. 国際出願に係る手数料の軽減措置

さらに、平成31年4月1日より施行された改正国際出願法によって、前記の中小企業、研究機関等の対象者は、日本語の国際出願に係る手数料の軽減措置を受けることができるようになりました(国際出願法18条の2)。これらの対象者が軽減措置を受けた場合、送付手数料・調査手数料・予備審査手数料が2分の1に軽減されます。

軽減申請を行うには、願書または予備審査請求書と同時に、必要事項を記載した軽減申請書を提出します。証明書等の提出は不要です。

### 4. 新減免制度が適用される出願

審査請求料、特許料については、平成31年4月1日以降に審査請求した出願が、新減免制度の対象です。それ以前に審査請求した出願は、特許料の納付がそれ以降であっても、旧減免制度が適用されます。

国際出願に係る手数料については、平成31年4月1日以降に特許庁が受理する日本語の国際出願が、新減免制度の対象です。